



各位

平成 30 年 2 月 14 日

会社名 昭和シェル石油株式会社

代表者名 代表取締役社長グループ CEO 亀岡 剛

(コード番号 5002、東証第 1 部)

問合せ先 執行役員 坂田 貴志

(TEL 03-5531-5594)

決算期（事業年度の末日）の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 30 年 3 月 28 日開催予定の第 106 回定時株主総会において「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、決算期（事業年度の末日）を変更すること並びに定款の一部を変更することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 決算期変更の理由

同業他社との比較可能性を高めることでステークホルダーとの対話を充実させていくこと、会計基準の変更や税制改正等に速やかに対応できるようにすること、加えてブライターエナジーアライアンスとして協働事業に取り組んでいる出光興産株式会社と事業年度を合致させ、運用を効率化して当社の企業価値を持続的に向上させていくことなどを目的として、事業年度を毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日に変更いたします。

2. 決算期変更の内容

現 在：毎年 12 月 31 日

変更後：毎年 3 月 31 日

決算期変更の経過期間となる第 107 期は、平成 30 年 1 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 15 ヶ月決算となる予定です。

3. 今後の見通し/業績予想の修正

平成 31 年 3 月期（第 107 期）の業績見通しにつきましては、詳細が確定次第お知らせいたします。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

① 事業年度の変更

決算期（事業年度の末日）の変更に伴い、定時株主総会の招集時期を毎年 6 月に、定

時株主総会の基準日を毎年3月31日に、期末配当の基準日を毎年3月31日に、中間配当の基準日を毎年9月30日にそれぞれ変更するものであります。また、事業年度の変更にかかる経過的な措置として、附則を設けるものです。（変更案第14条、第15条、第36条、第37条、第38条、附則関係）

② 経営の監督と業務執行の分離の推進

当社では、迅速な業務執行と責任の明確化のため、平成11年より執行役員制度を導入し、業務執行取締役と執行役員が当社の業務執行を担うガバナンス体制として参りましたが、今般、取締役会の監督機能と業務執行の分離をさらに進めることで、コーポレートガバナンスの強化、ならびに、業務執行の機動性および効率性の向上をさらに図ることといたしました。そのため、定款上、社長を執行役員の中から選任することもできることを明確にし、CEO、COO、CFO およびその他の役位は取締役でなく執行役員の役位として規定するなど、取締役及び執行役員に関する規定ならびにその他の関連する規定につき、所要の変更を行うものであります。（変更案 第16条、第23条、第24条、第35条関係）。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。（現行定款中変更のない条文の記載は省略してあります。）

（下線部分は変更部分）

現行定款	変更案
<p>第3章 株主総会 （株主総会の招集）</p> <p>第14条 当社の定時株主総会は、毎年<u>3月</u>にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じ、これを招集する。 （定時株主総会の基準日）</p> <p>第15条 当社は、毎年<u>12月31日</u>最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 （招集権者および議長）</p> <p>第16条 株主総会は、取締役<u>会長</u>がこれを招集し、議長となる。<u>取締役会長</u>に差支えがあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主</p>	<p>第3章 株主総会 （株主総会の招集）</p> <p>第14条 当社の定時株主総会は、毎年<u>6月</u>にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じ、これを招集する。 （定時株主総会の基準日）</p> <p>第15条 当社は、毎年<u>3月31日</u>最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 （招集権者および議長）</p> <p>第16条 株主総会は、取締役<u>社長</u>がこれを招集し、議長となる。<u>取締役社長を定めないとき、または取締役社長に差支えがあるときは、取締役会においてあらかじめ定</u></p>

総会を招集し、議長となる。

第4章 取締役および取締役会

(代表取締役、業務執行取締役および役付取締役等)

第23条 取締役会の決議をもって、代表取締役および会社の業務を執行する取締役を定める。

② 取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を定めることができる。

③ 取締役会の決議をもって、当会社の業務執行の統括の任に当たるべき取締役として、CEO（最高経営責任者）、COO（最高執行責任者）およびCFO（最高財務責任者）を定めることができる。

(取締役会の招集および議長)

第24条 取締役会は、取締役会長がこれを招集し、議長となる。取締役会長に差支えがあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

②～③ (条文省略)

第6章 執行役員

(執行役員)

第35条 当会社の執行役員は、取締役会により選任され、取締役会から委任を受けた業務の決定を行い、これを執行する権限と責任を有する。

② 取締役会の決議をもって、執行役員の中から、執行役員副社長、専務執行役員、常務執行役員各々若干名を置くことができる。

③ 取締役会の決議をもって、執行役員の中から、各担当業務の執行にかかる最

めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第4章 取締役および取締役会

(代表取締役および役付取締役)

第23条 取締役会の決議をもって、代表取締役を定める。

② 取締役会の決議をもって、取締役会長および取締役社長を定めることができる。

(削除)

(取締役会の招集および議長)

第24条 取締役会は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、取締役がこれを招集し、議長にあたる。

②～③ (現行どおり)

第6章 執行役員

(執行役員)

第35条 (現行どおり)

② 取締役会の決議をもって、執行役員の中から、社長執行役員1名、ならびに、副社長執行役員、専務執行役員および常務執行役員各々若干名を定めることができる。

高執行責任者として、執行役員COO若干名を定めることができる。

④～⑤ (条文省略)

第7章 計算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(期末配当)

第37条 当社は、毎年12月31日を基準日として剰余金の配当（以下、「期末配当」という。）を、株主総会の決議により行うことができる。

(中間配当)

第38条 当社は、毎年6月30日を基準日として会社法第454条第5項の規定による中間配当を、取締役会の決議により行うことができる。

【新設】

③ 取締役会の決議をもって、執行役員の中から、当社の業務執行の統括の任に当たるべきものとしてCEO（最高経営責任者）1名、ならびに、COO（最高執行責任者）、CFO（最高財務責任者）およびその他役付執行役員各々若干名を定めることができる。

④～⑤ (現行どおり)

第7章 計算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当)

第37条 当社は、毎年3月31日を基準日として剰余金の配当（以下、「期末配当」という。）を、株主総会の決議により行うことができる。

(中間配当)

第38条 当社は、毎年9月30日を基準日として会社法第454条第5項の規定による中間配当を、取締役会の決議により行うことができる。

附則

第1条 第14条の規定の変更は、平成30年7月1日からその効力を生じる。

第2条 第15条及び第37条の規定の変更は、平成30年4月1日からその効力を生じる。

第3条 第22条の規定にかかわらず、平成30年3月28日開催の第106期定時株主総会において選任された取締役の任期は、第107期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

	<p><u>第4条 第36条の規定にかかわらず、第107期事業年度は、平成30年1月1日から平成31年3月31日までの15ヶ月間とする。</u></p> <p><u>第5条 第38条の規定の変更は、平成30年10月1日からその効力を生じる。</u></p> <p><u>第6条 平成30年3月28日開催の第106期定時株主総会において再任された会計監査人の任期は、第107期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>第7条 本附則は、第107期事業年度に関する定時株主総会終結後これを削除する。</u></p>
--	--

(3) 日程

第106期定時株主総会 平成30年3月28日

定款の効力発生日 平成30年3月28日

以上